

広島県告示第七百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十三年七月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

三次市吉舎町吉舎字中山一七三の一〇七・一七三の一三三・一七三の一四〇・一七三の一四一・一七三の一九九・一七三の二二一から一七三の二二三まで・一七三の二二五・一七三の二二七・一七三の二二九・一七三の二三二から一七三の二三六まで・一七三の二四四・一七三の二四六・一七三の二四九から一七三の二五一まで（以上二十一筆国有林）、一七三の二〇〇

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため